

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第102号

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則（昭和 50 年川崎市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

1 調理冷凍食品（食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定により基準が定められているもの及びアップルパイ、フルーツパイその他これらに類するものを除く。）	原材料配合割合	原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称がつけられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。ただし、内容量を重量又は体積で表示することを適當としない製品にあっては、その表示を省略することができる。
2 板付き蒸しかまぼこ、蒸し焼きかまぼこ及び蒸しかまぼこ（食品表示法第 4 条第 1 項の規定により基準が定められているものを除く	(1) 原材料配合割合 (2) でん粉含有率	(1) 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明

。 )

記して表示すること。

(2) でん粉含有率は、練りつぶし魚肉に対する割合をパーセントの単位で単位を明記して付記すること。ただし、種ものを加えた製品にあっては、その表示を省略することができる。

」

を

「

板付き蒸しかまぼこ、蒸し焼きかまぼこ及び蒸しかまぼこ（食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により基準が定められているものを除く。）	(1) 原材料配合割合 (2) でん粉含有率	(1) 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。 (2) でん粉含有率は、練りつぶし魚肉に対する割合をパーセントの単位で単位を明記して付記すること
--	---------------------------	---

と。ただし、種ものを加えた製品にあっては、その表示を省略することができる。

」

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。